

中種子町教育大綱

(中種子町教育振興基本計画)

～自然・歴史・文化など中種子
の特性を踏まえた教育の振興～



令和7年4月

中種子町教育委員会

ふ り ゆ う
風立の教育

「よか馬（名馬）は

風に向かつて立つ」

いかなる困難にも立ち向かい

たくましく世に羽ばたく

人間の育成

人の和と豊かな土の

郷土を愛し

生涯学び続ける

人間の育成

はじめに

近年、我が国は、グローバル化の急速な進展、少子化・人口減少や高齢化、子どもの貧困、社会のつながりの希薄化など社会の課題として継続的に掲げられてきています。また、AI、ビッグデータ、IoT等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会そのものが劇的に変わる状況が生じつつあります。

教育に関しても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な事態が生じ、我が国の教育の課題が浮き彫りになる中、GIGA スクール構想が加速し、学びの変容がもたらされました。このような中、目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、新学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められているところです。

本町においても、家庭や地域の教育力、児童生徒一人一人の学力向上や体力の低下、いじめ、不登校への対応、また、特別支援教育の充実や小規模校における複式学習指導の研究、教職員の働き方改革など取り組むべき課題が多くあります。ICT教育のさらなる推進を図り、一人一人の能力や適正等に応じた指導を実現し、義務教育をすべての児童生徒に実質的に保障するための方策をとろうとしているところです。

そこで、令和2年の中種子町教育大綱並びに中種子町教育振興基本計画で定めた「郷土の教育的な伝統や風土を生かした全人教育・生涯学習の推進」を目指す基本目標の基盤の上に立ち、「風に向かって立つ中種子の人づくり」と、中種子町の現状に深く特化した基本目標を定め、今後5年間に渡って実施していく施策を体系化いたしました。

今後、教育委員会においてはこの計画に基づき、町長部局や、学校・家庭・地域との積極的な連携・協働を図るとともに、教職員の資質向上に取り組み、開かれ信頼される学校づくりに努め、計画の着実な推進に取り組んでまいります。

令和7年4月

中種子町教育委員会

中種子町教育大綱

<目次>

はじめに

第1章 中種子町教育大綱（教育振興基本計画）

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的な考え方	1
3 基本目標	2
4 本町教育の課題	2
5 本町教育の視点	3～4
6 本町教育の方向性	4～5
第6次中種子町長期振興計画と中種子町教育振興基本計画	6
中種子町教育行政の基本目標	7
教育行政の施策体系表	8～9
教育大綱施策の力点	10～12

第2章 本町教育を取り巻く環境

1 社会状況

(1)人口減少や少子高齢化の進行	13
(2)デジタル化の進展	14
(3)グローバル化の進展	14
(4)子供の貧困など社会経済的課題	14
(5)地球規模での環境問題	14～15
(6)価値観やライフスタイルの多様化	15
(7)地域課題の多様性化・複雑化	15～16
(8)SDGsの推進	16

2 本町の子どもたちを取り巻く現状と課題環境

(1)児童生徒数の減少・学校規模	17
(2)学力・学習状況	17～19
(3)いじめ・不登校の状況	19
(4)規範意識	19～20
(5)基本的生活習慣	20
(6)特別支援教育	20
(7)キャリア教育	20～21
(8)体力・運動能力・運動習慣	21
(9)安全・安心な教育環境の整備・防災教育の充実	21～22
(10)家庭・地域の教育力	22
(11)子どもたちの文化活動	23

第3章 施策の実施

1 今後5年間に取り組む施策体系表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

2 具体的施策の展開

I 調和のとれた児童生徒の育成

①豊かな心の育成

(ア)道徳教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

(イ)生徒指導の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

(ウ)人権教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26～27

(エ)体験活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27～28

②健やかな体の育成

(ア)体力・運動能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・ 28～29

(イ)食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29～30

(ウ)健康教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30～31

③安全な学校給食の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 31～32

II 確かな学力の定着と向上

①「確かな学力」の定着・・・・・・・・・・・・・・・・ 32～33

②特別支援教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

③キャリア教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

④郷土教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34～35

⑤社会の変化に対応した教育の推進

(ア)情報教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

(イ)環境教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35～36

(ウ)福祉教育・ボランティア活動・・・・・・・・・・ 36

(エ)国際理解教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36～37

(オ)消費者教育・金融教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

III 開かれ、信頼される学校づくり

①開かれた学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

②学校運営の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38～39

③へき地・小規模校教育の振興・・・・・・・・・・ 39

④教職員の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・ 39～40

⑤安全・安心な学校づくり・・・・・・・・・・ 40

⑥教育環境の整備・充実・・・・・・・・・・ 40～41

IV生涯学習環境の充実と社会教育の推進

①生涯学習環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 41～42

②人権教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

③体験活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42～43

④読書活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43～44

V 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

- ①地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進・・・・・・・・・・ 44
- ②地域ぐるみでの子供の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44～45
- ③地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 45～46
- ④家庭の教育力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

VI スポーツ・文化の振興

- ①生涯スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46～47
- ②競技スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47～48
- ③文化芸術活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48～49
- ④地域文化の継承・発展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- ⑤文化財の保存・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49～50

第4章 計画の実現に向けて

- 教育行政の着実な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 学校・家庭・地域・企業等との連携・協力・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 関係部局・関係機関との連携・協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 地区市町村との連携・協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 県との連携・協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- I C Tの効果的活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 計画の進捗状況の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

第1章 中種子町教育大綱(教育振興基本計画)

1 計画策定の趣旨

平成18年12月に改正された教育基本法において、教育基本法の基本理念を実現していくため、同法第17条に、①国は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策などについて基本的な計画を定めなければならないこと。②地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定することが努力目標とされています。

【教育基本法】(平成18年12月22日法律第120号)
(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本計画を定めるよう努めなければならない。

この規定に基づき、国は、平成20年7月に、鹿児島県は平成21年2月に教育振興計画を策定し、教育基本法で明確にされた教育の理念を踏まえ、総合的かつ計画的に取り組むべき施策などについて示しました。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正】(平成26年法律第76号)
(教育大綱の策定)

- ① 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。
- ② 地方公共団体の長は、大綱を定め、またこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議することとし、遅滞なく公表しなければならない。

中種子町教育委員会は、これらの法の施行に基づき、教育大綱及び教育振興基本計画を策定するものです。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、本町の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として国や県の計画を参酌し、10年後を見据えた教育の姿とともに、令和7年度から令和11年度までの5年間に取り組む施策を示します。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、スポーツ、文化・芸術など教育委員会所管事項に関することです。

3 基本目標

基本目標：「風に向かって立つ中種子の人づくり」

【学校教育】 生きる力・生き抜く力の育成

【社会教育】 学びあうチャンスにあふれる地域社会づくり

多くの先人が築いてきた本町教育の礎は、永い歳月を経た今日も「地域に根づく人づくり」の精神が脈々と受け継がれています。いつの時代もすべての町民が心豊かで生きがいのある人生を送り、次代を担う子供たちが心身共に健康でたくましく成長し、それぞれの時代に生きていく力を身につけることは不変の願いです。

本町では平成27年4月1日から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、教育の中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることなどの趣旨を踏まえ、中種子町教育大綱を策定し、その目的の達成と今後の本町教育のさらなる充実発展を図ります。

また、大綱では教育基本法の規定に基づき、国及び県の教育行政の施策を踏まえ、本町の実情に応じた教育の振興を図るため、今後5年間に取り組むべき施策として教育振興基本計画を策定し推進します。

4 本町教育の課題

本町でも人口の減少、少子、高齢化に伴い、児童生徒数の減少による学校の小規模化が着実に進行する中、多くの学校で複式学級編成による学習活動が行われており、今後は中学校でも学級数の減少などの状況が予想されます。

これまでも少人数・小規模校の特性を生かしたきめ細かな指導と教育活動によって、各学校の特色ある取組がなされてきたところですが、一方では一定の集団活動によって得られる、コミュニケーション能力や子ども同士がお互いに切磋琢磨しながら成長する力の育成など課題もあります。

また、基礎基本の定着など確かな学力の向上、不登校やいじめ防止対策、今後の情報化社会に向け、対応できる人材の育成が求められています。

さらに、小学校統合の声が一部地域から聞こえてきていますが、小学校は地域の核としての役割が期待される中、教職員数や学校施設などの教育資源に限りがあり、児童生徒の多様なニーズの全てに一つの学校では対応することが難しくなっています。

再編整備に当たっては、各学校や地域の実情がそれぞれ異なることから、画一的に対応するのではなく、地域の実情を考慮しながら、地元と十分協議し、個別に検討していく必要があります。

5 本町教育の視点

(1) 時代を越えて変わらない価値あるものの尊重

個人の尊重，自律心と責任感，他人を思いやる心，公共の精神，規範意識，伝統や文化を大切に作る心など，幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性はいつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものです。

(2) 社会の変化への確かつ柔軟に対応する能力の育成

これからの時代は，社会の変化にいかに対応していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代になると言われています。社会の変化を前向きに受け止め，デジタル化が進展する中であっても，人間ならではの感性を働かせて，社会や人生，生活をより豊かなものにする必要があります。

そのためには，一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに，あらゆる他者を価値のある存在として尊重し，多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え，豊かな人生を切り拓き，未来の社会の創り手になることができるよう，その資質・能力を育成していきます。

(3) 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり

一人一人が幸せや生きがいを感じるようにするためには，誰一人取り残されず，全ての人の可能性を引き出す学びを，学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があります。

また，子供たちが幸せや生きがいを感じられるためには，学校教育を担う教師が，保護者や地域との信頼関係を築くことができ，心理的安全性が保たれ，良い労働環境にあることが大切です。

(4) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働

学校は，一人一人の個性に応じて，基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかり身に付けさせるとともに，情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い，児童生徒の能力を最大限に延ばしていくという役割があります。

家庭は教育の原点であり，家庭教育は，全ての教育の出発点です。子供に社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ，自立心を育成し心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は，社会の基本的単位である家庭を支えるとともに，大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など，子供が家庭・地域の中で役割を果たし，自立した個人として成長する上で非常に大きな役割を担っています。

また，企業は学校と連携した職業教育・キャリア教育への協力，企業としての教育力や資源を活用した取組，社員のワーク・ライフ・バランスの確保のための取組等により，社会的責任として，地域社会の教育力向上のための役割を担っていくことが求められています。

これまでの成果を踏まえ、学校、家庭、地域、企業等それぞれの立場で今後の本町教育の将来を見据え、積極的に連携や協働を図り施策を推進していきます。

(5) 郷土の教育的な伝統や風土の活用

本町には離島という様々な厳しい条件の中で教育を大事にする伝統や精神、風土があり、これまでも国内外で活躍する多くの有能な人材を輩出しています。

また、豊かな自然と地域に根差した個性あふれる特色ある文化は今も引き継がれ、住民の結いの心や絆として活力ある町づくりにつながっています。

さらには、地域全体で子供を守り育てるという伝統的な地域の教育力も残っており、昭和54年制定の町民憲章の精神、平成7年の生涯学習推進の町宣言を踏まえて今後の施策を推進します。

(6) 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

デジタル化には一般的に、第1段階として紙の書類をデジタル化するなどの「デジタルイゼーション」、第2段階として業務プロセスをデジタル化するなどの「デジタルライゼーション」、第3段階としてデジタル化で業務、組織を変革することを目指す「デジタルトランスフォーメーション」があります。

教育分野においては、GIGAスクール構想による1人1台端末の実現をはじめICT環境整備が進展してきたところです。これにより、第1段階の準備は整ったところであり、今後、第2段階への移行を着実に進め、ICTを効果的に活用した探求的な学びなどの第3段階を目指します。

6 本町教育の方向性

(1) 将来を見据えて、自立し、たくましく生き抜く力を育むキャリア教育の推進

町内の小・中学校、高等学校の連携を密にし、すべての子供に基礎的・基本的内容の確実な定着を図るとともに、児童生徒の能力や個性を重視した学習指導を展開し、創造性や自己教育力を育てます。

(2) Society5.0時代を生き抜く力を育むための、ICTの効果的な活用を図る。

Society5.0時代に対応し、国のGIGAスクール構想に沿って、令和時代のスタンダードとして、学校ICT環境を整備し、公正に個別最適化され、AIに代替されない創造性を育む学びの場の実現を目指します。

(3) 幸せや生きがいを感じることができるよう、児童生徒一人一人の可能性を引き出し、誰一人取り残すことのない教育の推進

児童生徒の多様性を認め、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導が提供できるようにするために児童生徒の実態把握に努めます。また、生徒指導提要に示されているように発達支援的生徒指導を推進し、自己肯定感・自己有用感の向

上を見据えた分かる授業づくりに努めます。

あわせて、人権意識についての正しい認識をもち理解を深めさせるとともに、自分の進路を選択・決定できるよう進路指導を推進します。

(4) 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

全教育活動の中で豊かな情操を育て「思いやりの心」「生命尊重の精神」を備えた児童生徒の育成に努めます。また、健やかな身体を育むために、学校保健・安全・給食・体育指導の充実を図ります。

(5) 教職員の資質向上と開かれ信頼される学校づくり

学校教育を取りまく様々な課題を踏まえ、社会の変化に即応した研修内容・方法の改善に努め、一人一人の教職員の使命感や職責感の高揚を図り、教職員の資質向上を図ります。学校・児童生徒の実態と地域の特性を踏まえ、生涯学習の基盤づくりという観点から学校の役割と課題を明確にし、校内組織の機能化を図り適切な教育課程の編成・実施を進め、郷土に根ざした多様な教育活動を展開し、特色と活力ある開かれた学校の創造に努めます。

(6) 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがあります。本町にも「人の子も我が子も同じ地域の子」という言葉があるように、子供会活動をはじめ地域住民が一体となったさまざまな活動が行われています。今後も地域に根ざした異年齢集団活動などを通じた子供たちの健全育成に取り組めます。

(7) 生涯学習社会の環境づくりとスポーツ・文化の振興

生涯学習社会の中で、子供から大人までの全ての町民が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、それぞれが生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場で学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる環境づくりを目指します。

また、スポーツ活動と芸術文化活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、郷土の伝統文化の継承や文化財を守っていくこと、さまざまな芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。

さらに、本町は総合的スポーツ施設を有しており、これらの施設を活用した町民の健康づくりや競技力の向上を目指すとともに、県内外からのスポーツ合宿の誘致により交流人口を拡大し町の活性化を図ります。

第6次中種子町長期振興計画

【町の将来像】

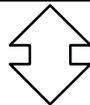
“よいらーいき” でつなぐ人の和と
豊かな自然が織りなす“躍動なかたね”

【教育分野の目標】

地域に根付く人づくり
・ 生涯学び続ける人づくり

【重点施策】

- 1 学校・家庭・地域が連携した義務教育の推進
- 2 地域発展に貢献できる人材育成
- 3 潤いのある社会教育の推進
- 4 ふれあいと笑顔がはじける生涯スポーツの推進
- 5 誇りを感じる芸術・文化の振興



中種子町教育振興基本計画

【基本目標】

風に向かって立つ中種子の人づくり
郷土の教育的な伝統や風土を生かした全人教育・生涯学習の推進

【重点目標】

- ・ 生きる力・生き抜く力の育成
- ・ 学びあうチャンスにあふれる地域社会づくり
- ・ 教育委員会機能の充実と活性化

【重点施策】

- I 学校教育の充実
 - 1 将来を見据えて、自立し、たくましく生き抜く力を育むキャリア教育の推進
 - 2 Society5.0時代を生き抜く力を育むための、ICTの効果的な活用
 - 3 幸せや生きがいを感じることができるよう、児童生徒一人一人の可能性を引き出し、誰一人取り残すことのない教育の推進
 - 4 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
 - 5 教職員の資質向上と開かれ信頼される学校づくりの推進
 - 6 教育環境の整備・充実
 - 7 学校給食の充実
- II 社会教育の充実
 - 1 総合的な生涯学習整備と、あらゆる場面を活用した連携・協働による学習機会の拡充
 - 2 町子ども読書推進計画具現化のための読書活動の推進
 - 3 公民館活動及び図書室の充実
 - 4 ふるさと文化創造と保護
 - 5 生涯にわたる健康づくりとスポーツ活動の一体的な推進
- III 教育委員会機能の充実と活性化
 - 1 教育委員会機能の充実
 - 2 学校財務事務の適正化

中種子町教育行政の基本目標

風に向かって立つ中種子の人づくり

郷土の教育的な伝統や風土を生かした全人教育・生涯学習の推進

中種子町教育委員会では、第6次中種子町長期振興計画に基づき、これまでの中種子町教育大綱(教育振興基本計画)を踏まえ、県教育委員会と連携しながら「風に向かって立つ中種子の人づくり」を基本目標とし、郷土の教育的な伝統や風土を生かし、全人教育・生涯学習の推進に努めます。

学校教育では、「生きる力・生き抜く力の育成」を目標とし、困難に立ち向かう、生きる力にあふれる子供の育成を図ります。

そのために、

- 1 将来を見据えて、自立し、たくましく生き抜く力を育むキャリア教育を推進します。
- 2 Society5.0時代を生き抜く力を育むための、ICTの効果的な活用を図ります。
- 3 幸せや生きがいを感じることができるよう、児童生徒一人一人の可能性を引き出し、誰一人取り残すことのない教育を推進します。
- 4 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します。
- 5 教職員の資質向上と開かれ信頼される学校づくりを推進します。
- 6 教育環境の整備・充実を図ります。
- 7 学校給食の充実を図ります。

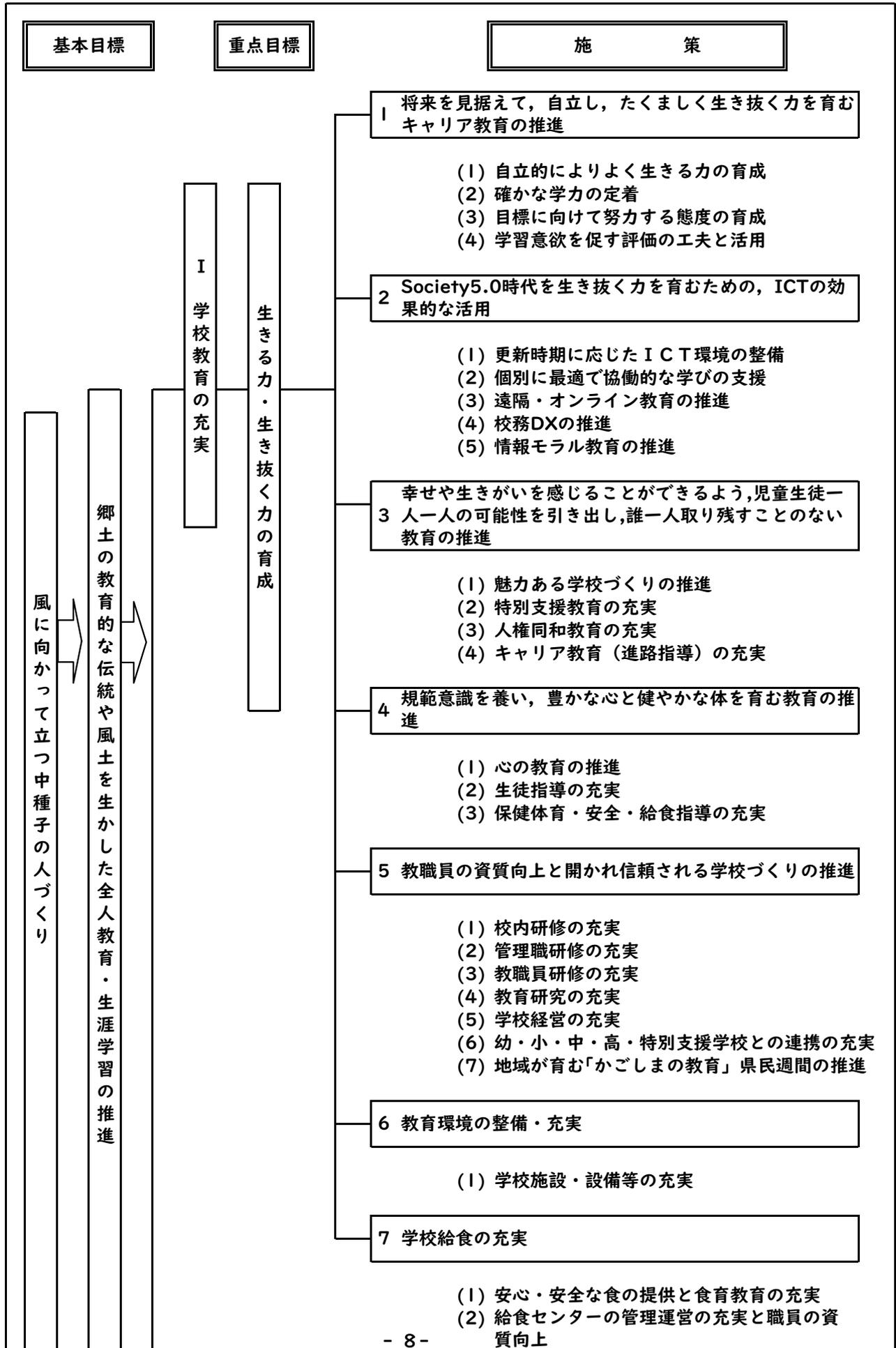
次に、社会教育では、「学びあうチャンスにあふれる地域社会づくり」を目標とし、生涯をいきいきと生き抜く中種子の人づくりを目指します。

そのために、

- 1 総合的な生涯学習整備と、あらゆる場面を活用した連携・協働による学習機会の拡充に努めます。
- 2 町子ども読書推進計画具現化のための読書活動を推進します。
- 3 公民館活動及び図書室の充実を図ります。
- 4 ふるさと文化創造と保護に努めます。
- 5 生涯にわたる健康づくりとスポーツ活動を一体的に推進します。

これらを実現するために、教育委員会機能の充実と活性化及び学校、家庭、地域、関係団体等相互の連携を図り、それぞれの役割を十分果たしながら地域全体の教育力の向上を推進します。

教育行政の施策体系表



基本目標

重点目標

施策

風に向かって立つ中種子の人づくり

郷土の教育的な伝統や風土を生かした全人教育・生涯学習の推進

II 社会教育の充実

学びあうチャンスにあふれる地域社会づくり

III 教育委員会機能の充実と活性化

1 総合的な生涯学習整備と、あらゆる場面を活用した連携・協働による学習機会の拡充

- (1) 推進体制の整備
- (2) 生涯学習施設の利用促進
- (3) 指導体制の整備・充実と学習情報の提供
- (4) 青少年教育の充実
- (5) 家庭教育・成人教育の充実
- (6) 人権同和教育の推進

2 町子ども読書推進計画具現化のための読書活動の推進

- (1) 読書活動の推進

3 公民館活動及び図書室の充実

- (1) 自治公民館活動の充実と生活の合理化
- (2) 学習機会の拡充と図書室の充実

4 ふるさと文化創造と保護

- (1) 芸術文化活動の促進
- (2) 種子島こりーなの活用と自主事業の充実
- (3) 文化財の保存・活用

5 生涯にわたる健康づくりとスポーツ活動の一体的な推進

- (1) 生涯スポーツ活動の促進
- (2) 指導者の養成と資質の向上
- (3) 競技スポーツの底辺拡大と競技力の向上
- (4) 施設の有効活用と適切な維持管理
- (5) よいらーいきスポーツクラブの推

1 教育委員会機能の充実

2 学校財務事務の適正化

教育大綱施策の力点

大綱は、教育の振興に関する施策の目標や根本となる方針であるが、大綱の主たる記載事項は各地方公共団体に委ねられている。

今期の大綱では、本町が目指す「風に向かって立つ中種子の人づくり」を基本目標に掲げ、郷土の教育的な伝統や風土を生かし、全人教育、生涯学習の推進に努め、本町教育の充実振興を図るため、今後5年間に取り組むべき具体的施策を教育振興基本計画とは別途に力点として設定し取り組んでいきます。

I 学校教育の充実

1 確かな学力の向上	豊かな心をもちたくましく生きる能力、自ら学ぶ意欲、社会の変化に対応できる「生きる力」を育むため、学力に関する実態調査の実施と分析を基に、学力の確実な定着を図ると共に、個に応じたきめ細かな指導や情報化に対応できる資質の育成に積極的に取り組む。
2 少人数教育の推進	少子化が進む本町の実態を踏まえ、小規模校における、少人数、複式指導の充実を図るため、指導法について研究実践を積極的に推進し、教職員の資質向上に取り組む。
3 いじめ防止対策の充実	いじめ防止対策推進法に基づく、基本方針を踏まえ、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響と重要性の意識を高め、いじめの未然防止、早期発見と早期対応を図るため、学校における指導の充実と教職員の資質向上に積極的に取り組む。
4 土曜授業の充実	土曜授業の趣旨や目的を踏まえ、児童生徒一人一人が主体的に学ぶ力の育成や各学校の教育課題解決のための授業改善などに積極的に取り組む。
5 学校規模適正化の検討	学校の統廃合について、国や県の方針や動向を見極めながら、本町教育の将来の方向を検討するため、毎年、学校規模適正化について検討する。

II 社会教育の充実

1 生涯学習社会の構築	<ul style="list-style-type: none">○町民の学ぶ意欲を高めるための施策の展開○関係団体及び指導者の育成○地域人材の活用促進と人材バンクの設置
2 施設・設備の整備・充実	<ul style="list-style-type: none">○種子島中央体育館・武道館大規模改修（屋根、外壁塗装、空調、照明器具）○野球場改修，ナイター設備更新（内野フィールドの土入替，配管改修）○歴史民俗資料館施設整備事業○種子島こりーな大規模改修（舞台，客席，反響板照明改修工事）
3 青少年の健全育成の充実	ネット犯罪や青少年の非行など青少年を取り巻く環境の今日的課題を踏まえ，学校，家庭，地域，関係機関が連携し，地域社会全体で子供を見守り育てるための取組を推進する。
4 総合的な児童の放課後対策	現在行っている学童保育の充実を図るとともに，福祉関係施策との連携を図り，より住民のニーズに対応する。
5 文化財の保存活用	国指定重要文化財「古市家住宅」，国指定天然記念物「種子島のマングローブ林（阿嶽川）」，国指定史跡「立切遺跡」をはじめとした文化財の保存・活用を図るとともに，衰退している郷土芸能の保存・伝承活動の推進を図る。
6 生涯スポーツの推進	多くの町民が生涯にわたりスポーツ活動に参加し，健康の保持増進を図ることは，明るく活力ある町づくりに資することから，中央運動公園をはじめとする充実した施設の有効活用を促進する。また町民のニーズに対応できうる指導者の育成と各種スポーツ教室の開催などの環境づくりを進め，よいらいきスポーツクラブの充実に努める。
7 郷土誌の編さん・刊行	昭和46年発刊の町郷土誌は，情報が替わったり，追加があるため，新たに編さん作業に取り組み，刊行する。

Ⅲ 教育環境の整備充実

1 学校施設の改修	○体育館の屋上防水，外壁塗装，床張 ○プール濾過器の補修，塗装 ○屋上，外壁修繕 ○照明のLED化
2 エアコン設置事業	各学校の特別教室に，年次的，計画的にエアコンを設置する。
3 施設のバリアフリー化	各校の段差解消に努め，誰もが支障なく学校生活を送る事が出来る環境を整える。
4 屋内運動場空調新設	屋内運動場に空調を新設する事により，異常気象に対応し，児童生徒が快適な環境で学校生活を送れるようにする。
5 奨学ローン新設	町内の金融機関と連携し，地域振興を含めた新たな奨学ローン制度を創設する。

Ⅳ 学校給食の充実

1 安心・安全な給食の提供	児童及び生徒の心身の健全な発達に資する学校給食の役割を踏まえ，その普及充実及び学校における食育の推進を図るとともに，学校給食法や衛生管理基準等に基づく適切な運営管理と安心・安全な給食の提供に努める。
2 施設の安全管理の充実	日常的・定期的に施設や調理機器等の点検を実施し，業務中の事故防止に万全を期する。
3 職員の資質向上	安心・安全な給食の提供に資するため，調理員の調理技術や衛生管理に関するセンター独自の研修に努めるとともに，外部研修への積極的な参加を促進する。

第2章 本町教育を取り巻く環境

1 社会状況

(1) 人口減少や少子高齢化の進行

中種子町の人口の動向をみると、大正から昭和15年までは約11,000人前後の横ばい傾向であったが、終戦を迎え復員者等急激な増加を示し、昭和35年の19,321人をピークにその後日本経済の高度成長を支えてきた若年労働者の供給、進学等により都市への人口流出は続き、令和2年（国勢調査）には、7,539人（△11,782人、△61%）と大幅に減少してきており、依然として減少は続いています。

令和7年3月31日現在の住民基本台帳登録人口は、男3,358人、女3,626人、合計6,984人、世帯数は3,998世帯となっており、1世帯当たり1.75人と核家族化が進んでいます。また若年層の流出や少子化、さらには平均寿命の伸びなどにより人口構成は、65歳以上の高齢者の比率が41.98%と超高齢社会となっています。

年齢3区分別人口の推移



資料：平成12年～令和2年は「国勢調査」総務省，令和7年以降は「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」国立社会保障・人口問題研究所

(2) デジタル化の進展

第4次産業革命ともいわれる、人工知能(AI)、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の技術の急速な進展に伴い、これらの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」といえるほど劇的に変わる「Society5.0」時代の到来が予測されています。

加えて、今後の我が国においては、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少による労働力の不足や公共サービスの低下などが懸念されており、ICT、AI、ロボットなどの活用は経済社会水準維持のためにも不可欠になっていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらし、社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)、メタバースの活用、Web3.0等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においてICTを活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠です。

(3) グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人間の生活圏も広がっています。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、我が国には、それらの課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。

(4) 子供の貧困など社会経済的課題

我が国の「子どもの貧困率¹」は、令和4年は11.5%となっています。

子供の貧困は、相対的貧困率について改善が見られるものの、引き続き大きな課題となっています。

専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は約8割となっている中で、家庭の社会経済的背景(家庭の所得、保護者の学歴など)と子供の学力や4年制大学への進学率には相関関係が見られることを指摘する研究もあります。

子供の貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があります。

(5) 地球規模での環境問題

世界規模での人口増加、経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇は、エネルギー消費量の増大による地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の変化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。

中でも、気候変動問題は、近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農作物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺る

がす「気候危機」とも言われています。

このような気候変動の社会経済活動への影響が生じている中、平成27年のパリ協定をはじめ、温室効果ガスの排出削減に向けた国際的な機運が急速に拡大し、令和2年10月、我が国は「2050年カーボンニュートラル1」を宣言し、また本町においても令和5年7月に「中種子町ゼロカーボンシティー宣言」をしました。脱炭素社会の実現を目指し、積極的に地球温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな経済成長につながるという発想により、経済と環境の好循環を作りだしていくことが重要です。

(6) 価値観やライフスタイルの多様化

人々の価値観が「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど、多様化しています。こうした価値観の多様化や高齢化、女性の社会進出などにより、個人のライフスタイルも多様化しています。

また、戦後の急速な高度経済成長を遂げる中で、世代間の価値観の差の拡大や、核家族化の進行、人々の移動性・流動性の高まりなどを背景に、家族・親族、地域、勤め先といった関係性が希薄化し、社会的孤立をはじめとした様々な社会問題として指摘されています。

さらに、物質的に成熟した社会において、人々が個人の自由を求めるとともに、地域の人と人とのつながりは弱まり、地域への帰属意識は低下するなど、地域社会の脆弱化が進行し、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じています。

家庭の状況に目を向ければ、三世帯世帯の割合が低下し、一人親世帯の割合が上昇傾向にあります。子供の社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要ですが、このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がないといった家庭教育を行う上での課題も指摘されています。

一方、本町は、地域で支え合う仕組みが残っていると同時に、地域づくりなど社会的な課題に住民が自発的・自立的に取り組む風潮があります。

持続可能な地域社会を形成するためには、こうした本町の特性を生かし、子育て支援や高齢者支援などの身近な生活課題を地域で解決する取組も必要となっています。

(7) 地域課題の多様性化・複雑化

令和22年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み、更新時期の到来したインフラの増加や支え手・担い手の減少など、地域社会においては、今後、様々な資源制約に直面する一方、住民ニーズや地域の課題は、多様化・複雑

化していくことが想定されています。

さらに、従来からの課題に、感染症に伴う新たな課題が加わり、地方が対処すべき課題はより複合的なものになっています。

感染症を契機とした地方移住への関心の高まりを、地方への大きなひと・しごとの流れにつなげていくなど、地域の魅力を高め、人をひきつける地域づくりに取り組むこと、そしてその地域が魅力をしっかりと発信していくことが重要となります。

地域社会においては、行政だけでなく、地域コミュニティやNPO、企業等の多様な主体によって、地域に必要なサービスの提供や地域の課題解決に向けた取組を行うことが必要であり、これらの多様な主体の協働によるプラットフォームの構築が求められています。

行政においては、地域で住民が快適で安心して暮らしを営んでいくことができるようにし、技術やデータを活用して安全性や利便性を高める都市・地域のスマート社会化の実現に向けて積極的に挑戦を行っていくためにも、市町村が、地域社会を支える多様な主体や他の市町村・県との連携といった、組織や地域の枠を超えた連携を進めることが重要となってきます。

各地域が地域の将来について、特色や状況を十分に把握し、最も適した取組の方向性を模索することが必要となります。また、隣接する地域との積極的な連携を図ることにより、それぞれの地域が抱える弱点を補完し合い、強みの相乗効果を発揮することも重要となります。

(8) SDGsの推進

持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは、平成27年の「国連持続可能な開発サミット」において全会一致で採択された、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的な目標です。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsを実現するためには、地方自治体及びその地域で活動する多様な主体による積極的な取組が不可欠であり、一層の浸透を図ることが期待されています。

新型コロナウイルス感染症への対応、収束後の社会の変化や人々の行動変容を踏まえた政策を検討していく今こそSDGsは一層重要となっています。

地方自治体においても、様々な地域資源を活用し、多様で独自のSDGsの実現に向けた取組を推進をすることが期待されています。

2 本町の子供たちを取り巻く現状と課題環境

(1) 児童生徒数の減少・学校規模

中種子町における学校数・学級数・児童数は、令和7年1月現在で、小学校7校、学級数36学級（特別支援学級含む）児童数348人です。令和9年度には、児童数342人（6人減）となる見込みです。

中学校の学級数・生徒数は、令和7年1月現在で、学級数8学級（特別支援学級含む）生徒数180人です。令和9年度には、生徒数175人（5人減）となる見込みです。

このように、今後児童・生徒数は全体的に減少傾向で推移するものと予想されます。

(2) 学力、学習状況

小学校6年生と中学校3年生を対象に、令和6年4月に実施された「全国学力・学習状況調査」の本町の結果は下のとおりです。

小学校6年国語（全国正答率：67.7%，鹿児島県正答率：69%）

正答率は全国，県を大きく上回っています。

いずれの分野も平均を大きく上回っていますが、特に思考力、判断力、表現力等の「読むこと」が優れています。

小学校6年算数（全国正答率：63.4%，鹿児島県正答率：62%）

正答率は全国，県を上回っています。「変化と関係」領域がわずかに平均を下回っていますが、他領域で平均を上回っています。

中学校3年国語（全国正答率：58.1%，鹿児島県正答率56%）

正答率は全国，県と同程度でした。「書くこと」と「読むこと」が平均と同程度で、知識及び技能の各事項が平均を上回っています。

中学校3年数学（全国正答率：52.5%，鹿児島県正答率50%）

正答率は全国，県と同程度でした。「図形」領域が少し落ち込んでおり、「データの活用」領域の正答率が高くなっています。

イ 学習状況調査結果

小学校

- ・ 自分にはよいところがあると思っている児童，将来の夢や目標をもっている児童が多いです。
- ・ 携帯電話やスマートフォン等でゲームやSNSを長時間（平日1日あたり3時間以上）している児童が少ないです。また、長時間家庭学習に取り組んでいる児童も少ないことが分かりました。学童保育やスポーツの習い事をして過ごしている児童が多いようです。

- ・ タブレットなどのICT機器を授業でほぼ毎日使用し、動画等で学習理解を深め自分の考えを分かりやすく伝えるよさを実感している傾向があります。
- ・ 課題の解決に向け自分から取り組もうとする児童は少ないようです。
- ・ 英語学習意欲が高い児童は多いですが、英語授業の内容をよく分かっていない児童も多いです。

中学校

- ・ 自分にはよいところがあると思っている生徒や先生によりよいところを認められていると感じている生徒が少ないようです。
- ・ 分からないことがあるとき自分で考えて学びを工夫することが少ないです。
- ・ 学習内容を振り返り、次の学習につなげる意識が高くないようです。
- ・ 毎日1時間以上家庭学習に取り組んでいる生徒の割合が低いです。
- ・ 放課後や休日に部活動やスポーツに取り組んでいる生徒が多いです。
- ・ 英語でスピーチやプレゼンテーションする発表活動経験が浅いようです。

学力調査の結果から、本町児童・生徒は、知識や技能といった認知能力は全国平均程度は定着してきていると言えますが、学習意欲や学習に向かう態度などの非認知能力を改善する必要があるという課題を抱えています。また、スポーツ等にかかる時間が多過ぎ、家庭学習時間を確保できていない状況にも課題があります。これらの現状を踏まえ、教育委員会、学校、家庭がそれぞれの役割をきちんと果たしつつ、連携・協力して子供たちの学力向上に取り組んでいきます。

教育委員会では――

- ・ 研究協力校の指定及び公開授業による研究成果の発表、他校への還元を通して、授業改善を進めます。
- ・ 各学校での校内研修への積極的参加及び指導助言を通して、研修の充実を図り、教職員の指導力向上をめざします。
- ・ ICTの活用を進め、オンラインでの交流を推進します。

各学校では――

- ・ 学習者主体の授業実現へ向けて、児童生徒一人一人の学びの姿を見つめ、主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。
- ・ 個別最適な学習が実現できるように、個に応じた学習教材の整備に努め、児童・生徒が自ら進んで学ぶ教育活動を展開します。
- ・ ICTを活用した指導方法の工夫・改善に努めます。

各家庭では

- ・ 家庭学習60・90運動に基づき家庭学習習慣の確立に努めてください。
- ・ 家庭での読書習慣の確立（親子読書）に努めてください。
- ・ 各家庭で約束事を定め、インターネットを含むメディアとの関係を適切にしてください。

(3) いじめ・不登校等の状況

令和7年1月時点での本町小・中学校におけるいじめの認知件数は数件です。町内ではいじめの認知率が非常に低く、ほとんどの児童・生徒がいじめを心配せずに楽しく学校生活を過ごしている一方で、もっと積極的にいじめを認知し、早期発見・早期解決の気風をつくっていきたいところです。故意でなくても相手が傷つき苦痛を感じていたらいじめと認知し、誠意をもって早めに対応する必要があります。

「いじめ防止対策推進法」に定められたいじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を受け各校で「いじめ防止基本方針」を策定し公表しています。各学校においては、毎年この方針を説明する機会を設け、保護者の理解を図ります。また、いじめ等に関する定期的なアンケート実施による早期発見・早期対応に努めるとともに、道徳教育の充実による豊かな心の育成、相談体制の整備、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策などを積極的に行い、いじめの根絶に向けた取組を充実させていきます。

地域・社会とも連携を深め、互いに協力し、子供の健全な育成を見守っていくことも重要です。

令和7年1月時点で本町の不登校児童・生徒は16人おり、増加の傾向にあります。学校、家庭が密に連携をとりながら不登校の解消に向けた取組を行っています。不登校の解消には関係各機関等が連携・協力した取組が必要であり、本町でも居場所づくりとして福祉センター内に教育支援センター「フレンドコネクト」を設置するとともに、校内での居場所づくりを工夫していきます。また、県スクールカウンセラーや町スーパーバイザーを活用し相談活動を充実させるとともに、児童・生徒に関わる教育・保健・福祉等関係各課が連携し組織的に取り組んでいます。

(4) 規範意識

昨今、子供たちが本来身に付けておくべき礼儀や生活習慣、社会的マナーが十分に育成されていないという指摘があります。

教育基本法においては、これまでの「個人の尊厳を重んずべきこと」などの理念を継承しつつ「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」などが教育の目標とされ、学校教育法においても、公共の精神や規範意識、我が国や郷土を愛する態度を養

うことが明記されています。

子供たちが思いやりの心を持ち、豊かな人間性を備えるために、全教育活動を通して規範意識の涵養を図っていくことが必要です。

(5) 基本的な生活習慣

小学校6年生と中学校3年生を対象に実施された「全国学力・学習状況調査」(令和6年4月)によると、「朝食を毎日食べる」と回答した割合は、小学生で96.2%(全国比+12.8)、中学生で75.0%(全国比-4.9)となっています。また「毎日同じくらいの時間に寝る」と回答した割合は、小学生で46.2%(全国比+6.5)、中学生で40.6%(全国比+5.7)となっています。朝食抜きや不規則な睡眠といった基本的な生活習慣の乱れは、児童・生徒の健やかな体の成長や健康の保持増進に悪影響を及ぼすだけでなく、気力・体力の低下、集中力の欠如など様々なところに悪影響を及ぼすことにつながります。

子供が心身ともに健康で、健やかに成長していくためには、学校・家庭が連携し「早寝、早起き、朝ご飯」といった基本的な生活習慣を確実に身に付けていくことが大切です。

(6) 特別支援教育

「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成19年4月に「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

特別支援学級に在籍している児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍している児童・生徒の中に対しても、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行っていくことが求められています。

本町では、特別支援教育支援員を配置し、これらの教育的ニーズへの対応を図っています。また、鹿児島県立中種子特別支援学校の専門的指導助言により教職員の研修を深めています。

(7) キャリア教育

児童・生徒が将来、社会人、職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えるとともに、コミュニケーション能力を育成することが重要です。小学校下学年では、夢や希望を持ち、目標に向けて努力する態度を育成すること、小学校上学年から中学校にかけては、多様な職業があることを知り自分の適性と向き合うことなど、児童・生徒の発達段階に

応じたキャリア教育を推進します。

小学校高学年児童を対象にして、町内の様々な職業の方を講師に招き、携わっている仕事のやりがいやこだわりを聞く「キャリア・フェスタ」を開催し、それぞれが助け合って社会を形成していることや本町のよさを実感させ、自らの将来の生き方について考える機会とします。

(8) 体力・運動能力・運動習慣

近年、児童生徒の体力・運動能力は二極化していることが指摘されています。これは、基本的な生活環境の変化による運動量や屋外で体を動かす機会の減少及びスポーツクラブ・部活動等での活動推進によるものと考えられます。

小学校5年生と中学校2年生を対象に「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」8項目（長座体前屈、握力、上体おこし、反復横とび、20mシャトルラン、ソフトボールなげ、50m走、立ち幅とび）が実施されました。

小学校5年生の男子については、俊敏性に優れており（反復横とび）、その他は全国・県平均と同程度か少し全国、県平均を下回っています。（握力、上体起こし、20mシャトルラン、立ち幅跳び、ソフトボール投げ、長座体前屈、50m走）

小学校5年生の女子については、握力・反復横とびが全国・県平均を上回り、他は同程度か少し全国、県平均を下回っています。（上体起こし、長座体前屈、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ、20mシャトルラン）

男女いずれも多少小柄ながらバランスがよく総合的には平均を越えています。

において全国、県平均を上回っており、残り6項目においては全国、県平均を下回る結果でした。

中学校2年生の男子については、握力、長座体前屈、反復横とびが全国・県平均を上回り、他は同程度（上体起こし、持久走、20mシャトルラン、50m走）か少し全国、県平均を下回っています。（立ち幅とび、ハンドボール投げ）

中学校2年生の女子については、すべての種目で全国・県平均を上回っており、6割以上が総合A評価となっています。

また、児童質問調査では、男女ともに「運動が好き」と答えた児童が全国より10%程度多く、地域スポーツクラブへの加入率が全国より20%以上高いという結果になりました。生徒質問調査では、運動が好きという生徒の割合が低かった一方で、男子の部活動やスポーツクラブへの加入率が高く卒業後も運動を続けたい生徒の割合が高くなっていました。

本町の児童・生徒は、スポーツクラブや部活動の加入者が多く、生活の中に運動が取り入れられているが、主体的に生涯にわたって健康で活力ある生活を営む運動習慣の確立が重要な課題であるといえそうです。

(9) 安全・安心な教育環境の整備・防災教育の充実

児童生徒への生活安全や交通安全についての教育を行うとともに、災害時の適

切な行動を教えることが求められています。各校では、各種安全教室ならびに避難訓練を繰り返し実施し、万が一の事態に自分の身を守る態度や技能を学ばせていきます。

また、児童生徒が安心して学び生活する場となるとともに、災害時の地域住民の避難所としての役割も果たせるよう施設整備を推進し、行政や各関係機関との連携を図った対策の構築を進めていく必要があります。

(10) 家庭・地域の教育力

近年の核家族化、少子化等、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来、子供が身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが十分備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭は、教育の原点であり、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から、命の大切さや基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

また、地域社会には、子供たちの日常を見守り、家庭における子育て支援や青少年健全育成等の取組、大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。

本町においては、高い組織率を誇る子供会やPTA、地域女性団体や青年団、公民館等、地域づくりや家庭教育の充実、青少年の健全育成を目指して活動している多くの社会教育関係団体があり、それぞれの団体が地域に根ざした活動を行っています。平成24年度から学校応援団など地域による学校支援を行うための組織が設置され、また、家庭教育相談員養成が進むなど、本町における「地域の中の学校づくり」の体制が整備されるとともに、地域ぐるみの子育てを支援してきました。

平成27年12月、中央教育審議会において「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方法について（答申）」がとりまとめられ、「地域学校協働活動」の推進と「地域学校協働本部」の整備が提言されました。

これを受け、本町においてもこれまでの学校応援団の活動を基盤として、令和2年度から地域と学校が連携・協働し、両者が一体となって子供たちを育む「地域学校協働活動」の推進に向けた活動を展開しています。引き続き、本町において昔から引き継がれている教育的資源や伝統を生かしつつ、更に活動を促進していく必要があります。

具体的には、家庭や地域の教育力を高めるために、社会教育関係団体等との連携を図りながら、地域学校協働活動推進員及び統括コーディネーターの養成と資質向上に加え家庭教育相談員の積極的な活用を図ります。

(11) 子供たちの文化活動

本町に数多く残っている地域の伝統芸能・行事や郷土の教え等の文化資源は、生活の一部となるなど、精神的なよりどころとなっています。

また、各学校では、地域の文化資源を取り入れた教育活動を行うとともに、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けており、豊かな心や感性，創造性，感動する心等の育成に取り組んでいます。

一方で、少子高齢化や過疎化による担い手不足等により、それらの文化資源を保存・継承することが難しくなっています。

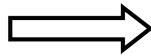
子供たちに郷土の伝統文化や様々な芸術に親しませることは、郷土に誇りを持つ心の醸成や、本町の歴史や文化を生かした地域づくり，郷土芸能や伝統行事等の担い手の育成からも欠かせないものです。

これまでも、本町に多く残っていた地域の郷土芸能や伝統行事など，文化資源の保存・継承，新たな文化財指定による文化財の保護に努めてきました。このことによって、子供たちをはじめ，町民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ，学び，親しむことなどで郷土を愛する心の醸成が図られてきていると思います。さらには，現在編さん作業を行っている新版「中種子町郷土誌」も専門書としてではなく，広く活用されるよう読みものとして「史」ではなく「誌」として，刊行することとなっています。学校教育の現場でも，郷土教育の一助として活用されることを期待するところです。こういったことを含め，今後も，文化資産や文化財等の学校活動や地域活動への更なる活用を推進する必要があります。

第3章 施策の実施

1 今後5年間に取り組む施策体系表

重点目標・施策



具体的施策の展開

I 学校教育の充実

- 1 将来を見据えて、自立し、たくましく生き抜く力を育むキャリア教育の推進
- 2 幸せや生きがいを感じることができるよう、児童生徒一人一人の可能性を引き出し、誰一人取り残すことのない教育の推進
- 3 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- 4 教職員の資質向上と開かれ信頼される学校づくりの推進

II 社会教育の充実

- 1 総合的な生涯学習整備充実と、学習機会の拡充
- 2 社会教育の推進と公民館活動の充実
- 3 ふるさと文化の創造スポーツ活動の一体的な推進

III 教育委員会機能の充実と活性化

- 1 教育施設及び備品の整備充実と適切な維持管理
- 2 学校財務事務の適正化

IV 学校給食の充実

- 1 安心・安全な給食の提供と食育教育の充実
- 2 給食センターの管理運営の充実と職員の資質向上

I 調和のとれた児童生徒の育成

- ①豊かな心の育成
道徳教育・生徒指導・人権教育・体験活動の充実
- ②健やかな体の育成
- ③安全な学校給食の推進

II 確かな学力の定着と向上

- ①「確かな学力」の定着
- ②特別支援教育の推進
- ③キャリア教育の推進
- ④郷土教育の推進
- ⑤社会の変化に対応した教育の推進
情報教育, 環境教育, 福祉教育・ボランティア活動, 国際理解教育, 消費者教育・金融教育

III 開かれ、信頼される学校づくり

- ①開かれた学校づくり
- ②学校運営の充実
- ③へき地・小規模校教育の振興
- ④教職員の資質向上
- ⑤安全・安心な学校づくり
- ⑥教育環境の整備・充実

IV 生涯学習環境の充実と社会教育の推進

- ①生涯学習環境の充実
- ②人権教育の充実
- ③体験活動の充実
- ④読書活動の推進

V 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

- ①地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進
- ②地域ぐるみでの子供の育成
- ③地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり推進
- ④家庭の教育力の向上

VI スポーツ・文化の振興

- ①生涯スポーツの推進
- ②競技スポーツの推進
- ③文化芸術活動の促進
- ④地域文化の継承・発展
- ⑤文化財の保存・活用

2 具体的施策の展開

ここでは、重点目標に沿った具体的な施策について、「現状と課題」・「これからの施策の方向性」・「主な取組」を示します。

I 調和のとれた児童生徒の育成

① 豊かな心の育成

(ア) 道德教育の充実

【現状と課題】

- 自他の生命の尊重や基本的な生活習慣、自分への信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやり、社会の一員としての責任や自覚など、人間としてもつべき規範意識を高める必要があります。
- 全国学力・学習状況調査によると、「保護者との約束」「学校のきまり、規則を守っている」との質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国的にも高いという結果が出ています。しかし、学年が進むにつれて、その割合が低下する傾向があります。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を学び、他国を尊重し、未来をひらく主体性のある日本国民を育成するために道德教育が重視されています。

【これからの施策の方向性】

- 児童生徒の実態を踏まえ、学年や発達段階に応じた、教育活動全体での道德教育の充実を図るとともに、教職員の道德教育の指導力向上に努めます。
- 家庭や地域との連携を深め、児童生徒の道德性を高める取組が社会全体で進められるように努めます。

【主な取組】

- 道德教育の目標に「伝統と文化の尊重」「我が国と郷土を愛し、他国を尊重すること」、「公共の精神」が加えられたこと等、学習指導要領の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、各学校において道德教育の全体計画や年間指導計画の作成、見直しを進め、道德教育推進教員を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 道德科授業の充実を図り「考え・議論する」道德の実現を図ります。
- 郷土教育資料「ふるさとの心」等の各種資料の活用を促すとともに、各地域の教育伝承も活用し、道德教育の充実に努めます。
- 総合的な学習の時間や特別活動を活用し、特色ある教育活動を更に推進するとともに、ボランティア活動や体験活動などを通して豊かな心の育成を図ります。
- 一人一人の教職員が道德教育の重要性を更に認識するとともに、道德に関する指導力のさらなる向上が図られるよう、各種研修内容の改善・充実に努めます。
- 青少年健全育成に関わる関係部局や警察等関係機関との情報交換を行い、道德性育成のための方向性の共有化を図ります。

(イ) 生徒指導の充実

【現状と課題】

- いじめや暴力行為等の問題行動、インターネット・携帯電話等の普及に伴う課題に、学校、家庭、地域、関係機関が連携して対応することが必要です。
- いじめの問題等については、人権と関わる重大な問題ととらえ、一件でも多く発見し、素早く対応し早期解決を図るといった基本的認識に立つとともに、問題行動や、児童虐待の早期発見、早期対応のために、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を一層推進することが必要です。
- 不登校児童生徒の登校再開に向けては、一人一人の様々な状況に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関が連携した取組を一層充実させることが必要です。

【これからの施策の必要性】

- 生徒指導に関する教職員の資質向上、指導力向上に努めます。
- 学校の生徒指導体制を確立し、全教職員が一体となった発達支持的生徒指導に努めます。
- スクールカウンセラー事業やスクールソーシャルワーカー配置事業等による総合的な相談体制の充実に努めます。
- 学校、家庭、地域、関係機関等の連携を促進します。
- 関係機関と連携を図り、不登校児童生徒の居場所づくりに努めます。

【主な取組】

- 生徒指導に関する研修内容の充実に図り、不登校や問題行動等の未然防止、早期解決が図られるよう、教職員の専門性・指導力向上に更に取り組めます。
- アンケート調査や学校たのしいーと等を活用し、児童生徒の実態の継続的な把握を推進します。
- 管理職のリーダーシップのもとで、生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し、児童生徒の心に届く生徒指導を推進します。
- 不登校や不登校傾向の児童生徒については、各学校において個別支援計画を作成するとともに、保護者や関係機関と連携した個別指導や家庭訪問を行うことにより、個に応じた組織的・継続的な支援に努めます。
- いじめの問題や不登校など、各学校の実情に応じ専門性の高いスクールカウンセラーの積極的活用や、町教育委員会の教育相談窓口、スクールソーシャルワーカーの利用促進を図り、総合的な相談体制の充実に取り組めます。
- 福祉機関、警察との連携強化に努めます。

(ウ) 人権教育の充実

【現状と課題】

- 全ての人の人権が尊重され擁護されることは、平和で、民主的かつ幸福な社会を実現するために大切なことです。
- 人権教育は、全ての教育の基本であり、教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じ、創意工夫して取り組む必要があります。

- 児童生徒の人権尊重の理解が知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていないことがあります。また、教職員の人権尊重の理念を更に高めていく必要もあります。

【これからの施策の方向性】

- 学校、家庭、地域等において同和教育をはじめとする人権教育の充実を図ります。
- 全ての教育活動を通して、児童生徒の人権尊重意識の高揚を図っていきます。
- 教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容等の工夫・改善を進めます。
- 社会教育において、人権に関する学習・啓発活動を推進します。

【主な取組】

- 全教育活動を通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、学校、家庭、地域等が緊密な連携のもと、積極的に人権教育の充実に努めます。
- 各教科・道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の特性に応じた指導の取組を通して、児童生徒の発達段階に配慮した人権教育指導資料等を作成・配布するとともに、体験的な活動を取り入れ、人権尊重意識の高揚に努めます。
- 様々な人権課題に応じた研修を実施し、教職員の意識の高揚や指導者としての資質の向上に努めます。また、地区ごとに開催する授業を通じた研修会等において、人権教育の指導内容等の工夫・改善に努めます。
- 教育委員会、及び町職員の人権意識の高揚や指導力の向上を図り、社会教育における人権教育の推進体制を充実・強化します。

(エ) 体験活動の充実

【現状と課題】

- 豊かな自然、多様な食文化、地域の伝統文化などを生かした体験活動は、生命や自然を大切に作る心や他者を思いやる優しさ、社会性などを育てる有効な機会です。
- 本町は温暖な気候や豊かな自然、多様で豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統文化などの地域資源を数多く有しており、各学校においては、社会奉仕活動、自然体験活動、勤労生産体験活動等、地域の実情に応じた多様な体験活動を実施しています。
- 本町は農業が基幹産業となっており、町内各地で多様な作物生産が行われていますが、これらの産業を体験学習などの教育活動に生かし、食農教育が多くの学校で展開されています。
- 体験活動の教育課程への工夫した位置付けが必要です。

【これからの施策の方向性】

- 地域の特色を生かし、創意工夫を凝らした体験活動をより一層推進します。
- 体験活動の教育課程への適切な位置付けと体験活動の指導の工夫・改善に努めます。
- 体験活動を通して「心の教育」の充実に努めるとともに、確かな学力や豊かな心、健やかな体などの「生きる力」を備えた児童生徒の育成に努めます。

【主な取組】

- 小中学校において、農家や関係団体、関係部局との連携を図り、サトウキビ・サツマイモ栽培や米作り、ウミガメ保護活動等、農業や自然に関わる体験学習の取組を推進します。
- 各学校において、地域の清掃活動や高齢者・幼児との交流などの勤労・奉仕的体験、職場体験学習など様々な体験活動が実施されるように支援します。
- 環境、福祉・ボランティア、国際理解、郷土理解などの体験型学習を、総合的な学習の時間等の教育課程に位置付け、効果的な学習が進められるよう実践研究を推進し、指導法の改善に努めます。
- 郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など、各学校や教育委員会で取り組んでいる地域の特性を生かした体験活動を支援します。
- 関係機関と連携し、地域の教育力を生かした体験活動を推進します。

② 健やかな体の育成

(ア) 体力・運動能力の向上

【現状と課題】

- 体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっています。
- 近年の社会環境や生活様式の変化に伴い、日常生活において体を動かす機会が減少していることから、基礎的な体力や運動能力は低下傾向にあります。また、運動やスポーツに興味をもち、積極的に運動を行う子供と、そうでない子供との二極化が見られます。
- 学習指導要領においては、児童生徒の体力の向上がより一層重視されています。また、中学校では武道が必修となっています。

【これからの施策の方向性】

- 小中学校における体育・保健体育の授業時数の増加を踏まえ、生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成に努めます。
- 体力・運動能力調査等の結果を分析・活用し、児童生徒の体力・運動能力向上の取組を推進します。
- 児童生徒、保護者等へ体力の重要性を理解させるとともに、体力向上に関する意識の高揚を図ります。
- 武道の必修化に伴う教育活動が、安全で充実したものになるよう、指導者の実技研修に努めます。

【主な取組】

- 運動に興味をもち、意欲的に運動に取り組む児童生徒を育成するために、体育担当者会の充実や授業を通じた研修などを通して、教員の指導力の向上を図ります。
- 「一校一運動」や「一家庭一運動」の実践や「チャレンジかごしま」への参加、外遊びの奨励など、児童生徒が運動する機会を増やす取組を推進します。

- 各学校において体力・運動能力調査結果を分析し、体力向上に関する全体計画を作成するなどして、年間を通じた体力向上の取組を推進します。
- 児童生徒の体力の実態について周知を図り、児童生徒、保護者等の意識の高揚を図ります。
- 生徒が参加しやすくなるよう地域スポーツクラブの在り方を工夫し、学校、家庭、地域と連携した体力づくりの取組を推進します。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導の在り方を改善し、体力の向上を図ります。また、武道等の指導者の資質向上に努めるとともに、我が国固有の伝統と文化であることを踏まえた指導を推進します。

(1) 食育の推進

【現状と課題】

- 令和3年に策定された、「第4次かごしま“食”交流推進計画」に基づき、生産者、消費者、農林水産生産者団体、流通関係者、観光関係者、消費者団体、学校関係者、行政機関等が一体となり、学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進に取り組んでいます。
- 現在、すべての学校において、栄養教諭が「食に関する指導」に参画しています。また、「食に関する指導」の一層の推進を図るために栄養教諭が作成した資料等は、全ての小中学校で給食指導の際などに活用されています。さらに、「食に関する指導の全体計画」も全ての小中学校で作成され、児童生徒の学年、発達段階に応じた系統的な指導が行われています。
- 学校給食における地場産物の活用を図るため、毎年1月に実施している「鹿児島をまるごと味わう学校給食」などの取組等を通して、県内産食材の活用促進を図っています。
- 食習慣の乱れに起因する生活習慣病等の増加などの課題の解決を図るためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせ、食に関する自己管理能力を育てる食育を推進することが必要です。
- 子供の食育は家庭を中心に行われることが基本ですが、学齢期においては、児童生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るために、学校における食育の推進が重要な課題となっています。
- 郷土の産物を使って受け継がれてきた郷土食や、昔から行われてきた祭りなどにちなんだ行事食等の食文化が失われつつあります。

【これからの施策の方向性】

- 「第4次かごしま“食”交流推進計画」に基づいて、関係部局等と連携し、子供たちに健康で豊かな食生活の普及と食育を推進します。
- 食を通じて、児童生徒の豊かな人間形成を図るとともに、地域を見直すこと、失われつつある食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さを理解させることを目指します。
- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校における食育をより効果的に推進するために、引き続き学校、家庭、地域の連携・協力による食育の充実に努めます。

- 学校給食を活用した食に関する指導を、全教職員の共通理解のもと、教育活動全体で組織的に取り組む体制づくりに努めます。

【主な取組】

- 学校における食育については、「児童生徒が健全な食生活を実践するための知識や能力を習得し、健康で豊かな人間性を育めるように」を目標に、食に関する指導の全体計画や成果指標に基づき、学校教育全体を通じた「食に関する指導」の充実を図ります。また、食に関する指導の全体計画や年間指導計画は、児童生徒の発達段階に応じて作成、見直しをしていきます。
- 栄養教諭を中核として、学校給食を活用しながら、栄養バランスや食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの食に関わる資質・能力の育成を図ります。
- 学校給食において、安心・安全な食材の使用や地場産物の積極的な活用を進めるため、関係機関と連携を図るとともに、引き続き、地域における生産者や食に関する知識・経験を有する人材の活用を推進します。
- 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、食に対する感謝の念や農林水産物の生産・加工についての理解を深めるため、食農教育を推進します。
- 家庭や地域における食育の取組が推進されるよう、保護者等に対して、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等について、積極的に働きかけ、啓発を図ります。
- PTA活動、学校保健委員会等や献立表を活用し、食に関する身近なテーマや子供たちを取り巻く食環境など、学校給食への理解を深められるような情報を提供して、家庭や地域との連携・協力を図ります。
- 学校給食の献立に使用する食品と教科等で取り上げられた食品を意図的に関連させるなど、計画的な献立で食に関する指導を効果的・継続的に進められるように努めます。
- 児童生徒の考えた献立や希望献立、更に地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、「おいしくて、安心・安全な給食」を提供するとともに、地域の食文化の継承にもつながる献立に配慮します。
- 給食試食会等のイベントを通して、基本的な生活習慣、望ましい食生活の在り方、地産地消等について考える取組を推進します。

(ウ) 健康教育の推進

【現状と課題】

- 児童生徒が、健康増進に必要な知識、能力、態度を身に付けることにより、生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるよう、学校における健康教育の充実が必要です。
- 近年、性的問題行動、喫煙、飲酒、薬物乱用、不登校や保健室登校、アレルギー疾患への対応など、児童生徒の健康課題が多様化しています。
- 多様化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域の連携が必要です。

【これからの施策の必要性】

- 学校の実態や発達段階に応じた学校保健の充実を図るとともに、学校保健を全ての教職員で推進するための組織体制の整備・充実に努めます。
- 児童生徒の健康課題に適切に対応するため、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図ります。

【主な取組】

- 学校保健に関する調査や学校保健優良学校の推薦等を通して、保健教育や保健管理など学校保健に関する取組の充実に努めます。
- 町学校保健会、及び各種研修会等の内容を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。
- 全ての教職員が学校保健活動に関心をもち、学校内の組織が十分機能する学校保健の取組を推進します。
- 教職員、保護者、学校医等が連携して児童生徒の健康づくりに取り組む「学校保健委員会」の活動を推進します。
- 地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関・団体との連携を深めます。

③ 安全な学校給食の推進

【現状と課題】

- 現在の給食センターは、昭和49年に建設され、築後50年が経過しようとしています。昭和56年に施行された建築基準法による現行の耐震基準（新耐震基準）が適用されていないため、大地震に対する安全性は不明です。
- 建物の老朽化が進行しており、複数箇所にクラックや爆裂も発生していることから、「中種子町学校施設等長寿命化計画」における施設老朽化の実態調査では、構造躯体の健全性は、「改築」と判定されています。
- 空調設備が設置されていないため、外気温の影響を大きく受け、夏場の火気等使用時は非常に室温が上がるため、衛生面、労働環境に影響がでています。
- 電気設備及び機械設備については、「中種子町学校施設等長寿命化計画」における実態調査では、「C評価（広範囲に劣化）」となっています。
- 建物内は、間仕切りや設備機器等により、汚染区域と非汚染区域の区画を区分していますが、非汚染区域である調理室の一部を通路として使用しており、汚染区域と非汚染区域の導線が交差しています。
- 学校給食衛生管理基準では、水が床に落ちないドライシステムを導入するよう努めることとなっていることから、調理室はドライ運用に努めていますが、洗浄室はウェットシステムでの運用となっています。
- 平成21年に改正された学校給食法において、「学校における食育の推進を図ること」が目的と位置づけられました。現在の給食センターは、見学スペースや講習会を開くためのスペースが確保されておらず、食育の啓発や指導を行うことが困難となっています。

【これからの施策の方向性】

- 令和5年度策定した「中種子町立学校給食センター建設基本計画」に基づき給食センターの建替推進と、併せて既存施設・調理機器等の点検修繕等を計画的に行い、安全な給食の提供に努めます。
- 厳選した食材を使い、充実した献立にするための作業工程のあり方や調理方法等の研究を行い、安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。
- 「学校給食衛生管理基準」を踏まえ、衛生管理の徹底を図ります。

【主な取組】

- 「中種子町立学校給食センター建設基本計画」の整備スケジュールに基づき、建替を推進します。
- 現在の給食センターの施設や調理機器等の点検や修繕等を計画的に行います。
- 地元生産者との連携を深め、地場産物の積極的な活用と、安全な食材の調達に努めます。
- 調理技術の向上、安全・衛生管理を徹底するため、職員の各種研修会・講習会への参加を促進します。

Ⅱ 確かな学力の定着と向上

① 「確かな学力」の定着

【現状と課題】

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、今後求められる資質である①生きて働く「知識・技能」の習得、②未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養」を図る必要があります。
- 小中学校で実施した「鹿児島学力・学習状況調査」や「全国学力・学習状況調査」の結果等によると、認知能力は概ね定着していますが、学びに向かう力などの非認知能力に課題が見られます。
- 家庭学習については、平日の家庭学習の時間が1時間未満のものが小学校6年生で51.9%、中学校3年生では64.1%(全国35.4%) います。

【これからの施策の方向性】

- 学力向上へ向け、小中高連携による公開授業や授業研究を実施し、教職員の指導力の向上を図ります。
- 知識・技能を活用する力を育成するために、「ICTの積極的活用」「問題解決的な学習の推進」「言語活動の充実」や「体験的活動の充実」「学習意欲の向上」等を重視した学習活動を推進します。
- 各学校において、学力検査・調査等の結果を踏まえ、学力向上についてのPDCAサイクルを確立し、計画的、具体的な指導方法の改善を進めます。

【主な取組】

- 各教科の研究を推進する学力向上対策委員会等を活用しつつ、小中学校連携による公開授業や授業研究、及び相互授業参観等を通じた研修会を開催し、その成果を町内の教職員で広く共有することによって指導力向上を図ります。

- 学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底を図り、各学校において、その目標や内容に沿った実践が円滑に行えるように取組を推進します。
- 標準学力検査、及び「鹿児島学力・学習状況調査」、「全国学力・学習状況調査」結果等に基づき、各学校が学力向上策を策定・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的・具体的に改善を行うよう指導します。
- 学力の実態を公表し、学校、家庭、地域が課題を共有し、連携して学力向上が図られるよう具体的取組を推進します。
- 「WEBシステム問題」等の利用促進や「家庭学習60・90運動」のより実効的な展開などにより、学習習慣の確立に努めます。

② 特別支援教育の推進

【現状と課題】

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の推進が求められています。
- 本町においては、全ての小中学校で「校内特別支援委員会」が設置され、特別支援教育コーディネーターを中心に、障害のある児童生徒に対する支援体制は整備されてきています。また、学校の実態に合わせて特別支援教育支援員を配置して、特別な支援を要する児童生徒の支援に当たっています。
- 特別支援学級においては、保護者や特別支援学校等と連携を図りながら、切れ目ない支援の継続・見直しができる環境づくりと教職員の専門性の向上を図ることが求められています。

【これからの施策の方向性】

- 障害についての正しい理解と認識を啓発し、適切な就学指導を推進します。
- 小中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する相談・指導・支援体制の整備に努めます。
- 就学前や卒業後を含めた一貫した総合的な支援体制の整備に努めます。
- 施設設備の整備など特別支援教育の環境整備に努めます。

【主な取組】

- 障害のある児童生徒との交流及び共同学習を計画的に推進します。
- 小中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成・検討、活用を促進するなど、校内支援体制の整備を図ります。
- 地域特別支援連携協議会を機能化し、「個別の教育支援計画」等に基づき、関係機関との連携のもとに適切な指導及び必要な支援が行われるように支援体制の整備を図ります。
- 学校の実態を踏まえ、特別支援教育支援員の計画的配置を進めます。
- 保護者や教職員、幼稚園・保育所職員、地域住民に対する特別支援教育についての啓発を進めます。

③ キャリア教育の推進

【現状と課題】

- 児童生徒一人一人が学業の意義や必要性を実感するとともに、自分の生き方について考え、主体的に自己の進路決定ができるようにするため、勤労観や職業観を育成することが必要です。
- 職場体験学習を継続して実施し、取組を充実させることが必要です。
- 実社会で活躍する経営者や技術者等の講話に触れ、自分の生き方について考える機会を設けることが必要です。

【これからの施策の必要性】

- 発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じた系統的なキャリア教育を推進します。
- 推進担当者研修会等の機会にキャリア教育に関する研修を深め、キャリア教育に関する教職員の指導力向上に努めます。
- 事業所や商工会などの関係機関との連携・協力を強化してキャリア教育を推進します。

【主な取組】

- 発達段階に応じたキャリア教育を推進するため、校種や各教科等の特質に応じた取組の推進を図ります。
- 小中学校段階での、ものづくり体験などの取組を推進することにより、早い時期からの望ましい勤労観、職業観の育成や、職業に関する知識・技能の習得を図ります。
- キャリア教育の指導計画や評価方法の研究、教材の開発に関する実践例を収集し、情報交換や情報提供を推進します。
- 事業所や商工会と連携し、町内で働く方々に触れる講話や体験等の機会を設け、より効果的な取組を推進します。

④ 郷土教育の推進

【現状と課題】

- すべての小中学校で「郷土教育の全体計画」が策定されています。
- 少子高齢化、過疎化により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなる可能性があります。

【これからの施策の方向性】

- 各学校において、郷土芸能や伝統文化を体験する活動や、先人の業績や生き方を学ぶ活動などの充実を図り、中種子町の魅力を語れる人材の育成に努めます。
- 町内の社会文化施設利用の促進等を含め、郷土教育の推進を図ります。
- 貴重なふるさとの伝統文化の継承について、関係機関と連携しながら継承できる仕組みづくりなどの取組に努めます。

【主な取組】

- 各学校において、教科、道徳、総合的な学習の時間等の授業を通して、観光資源など郷土の素材を生かしながら、郷土の魅力について調べ発表し合うなど、郷

土に根ざした教育活動の一層の充実を図ります。また、我が国や郷土の地理・歴史、伝統、文化について理解を深めさせるとともに、国旗・国歌を尊重する取組に努めます。

- 各学校において、学校行事等で地域と学校がより連携して、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう指導します。
- 町内の郷土素材の収集、吟味、教材開発等が行えるように、事例を広く紹介するなど積極的な取組を促します。
- 郷土教育に関する資料を吟味・精選、再構成するなどして、郷土の歴史を学ぶ教育を支援します。
- 各学校において、運動会や体育大会、学習発表会や文化祭などの学校行事や、日頃の授業等で地域と学校がより連携して、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるように機会をとらえて指導します。

⑤ 社会の変化に対応した教育の推進

(ア) 情報教育

【現状と課題】

- 急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力（情報リテラシー）を育むとともに、情報モラルの育成が求められています。
- 本町の教職員のICT活用指導力は、全国平均を概ね上回っていますが、さらなる指導力の向上が必要です。
- 本町の小中学校における一人一台タブレットや校務用コンピュータ等の更新が必要になっています。
- インターネット社会における人権侵害などの様々な問題に対応するため、小中学校においては体系的な情報モラル教育を充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 児童生徒が学校において一人一端末を活用した学習に取り組み、情報活用能力の育成が図られるよう、ICT環境整備をさらに進めるとともに、ICTを活用した授業の実践を推進します。
- 児童生徒の発達段階、及び社会の実情に応じた情報モラル教育の充実に努めます。
- ICTを活用した、交流学习の拡充に努めます。

【主な取組】

- ギガスクール構想に基づき、ICT環境の整備を引き続き進めます。
- ICTを活用した授業に取り組むために、教職員のICT活用能力の育成を図るために研修の充実に努めます。
- 情報モラル教育については、外部講師を活用した教職員研修や指導で活用する教材の充実に努め、児童生徒や保護者への指導・啓発を推進します。

(イ) 環境教育

【現状と課題】

- エネルギー・環境問題は、人類の将来の存続と繁栄にとって重要な課題であり、

教育基本法に教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」も規定されています。

- 環境教育については、小中学校において、理科、社会、道徳、総合的な学習の時間などで、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全のバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、全ての小学校は、体験的活動も取り入れています。

【これからの施策の方向性】

- 関係部局と連携した環境教育を更に推進します。

【主な取組】

- 各学校において、環境教育の全体計画を作成し、各教科等での学習を効果的に関連させ、日常生活における環境保全活動への参画意識を育てるための取組を促進します。また、地域の特色を生かした体験的な環境学習の充実を図り、環境保全と生活の利便性のバランスについて、自分の生活を照らし合わせながら考えさせる学習を推進します。
- 先進的な取組を進める学校の事例等を紹介するなどし、環境教育を重視した教育活動の普及を図ります。

(ウ) 福祉教育・ボランティア活動

【現状と課題】

- 児童生徒が乳幼児から高齢者及び介護を必要とする人の気持ちに触れたり、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後より一層高齢化が進む中で、一人一人の児童生徒に対して、福祉や介護に関する課題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。
- 各学校では総合的な学習の時間等で福祉施設の訪問活動等を実施しています。また、家庭科や社会科でバリアフリー体験やボランティア活動などについて学習したり、地域の高齢者との交流活動を実施したりしています。

【これからの施策の方向性】

- 児童生徒の発達段階を踏まえた福祉教育の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

【主な取組】

- 児童生徒の発達段階に応じ、幼児・高齢者・障害者に対する思いやりの心を醸成するための指導計画や教職員の指導力向上に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉に関する体験活動の充実を図ります。

(エ) 国際理解教育

【現状と課題】

- グローバル化の進む国際社会において、日本人としての自覚をもち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力の基礎を培うため、国際理解教育を推進することは重要です。

- 各学校では、ALTとのチーム・ティーチングによる授業などを通して、実践的なコミュニケーション能力を高めたりするなど実践的取組が広がっていますが、単なる体験にならないよう、ねらいを明確にして計画的な活動を行う必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 学校において、自ら判断し行動できる国際感覚を持った児童生徒の育成に努めます。

【主な取組】

- 外国語教育及び国際理解教育に関する実践的な授業づくりに役立つ情報を提供するなど、学習方法・内容の充実・改善に取り組みます。
- 小中学校の外国語教育及び国際理解教育に係る全体計画の一層の改善を促進します。
- 各学校においてALTを活用し、外国の言語や文化に対する理解を深める取組を推進するなど、外国語教育及び国際理解教育の充実に努めます。

(オ) 消費者教育・金融教育

【現状と課題】

- 近年、マルチ商法やキャッチセールスなどの悪質商法や、クレジットカード・消費者金融等による多重債務者等が深刻な社会問題となっています。このような中で、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意志決定する能力や、責任をもって行動できる能力を育成することが求められています。
- 学校では、学習指導要領に基づき、物やお金を大切にすることを通して、正しい金銭感覚を身に付けられるよう学習をしています。また、クレジットカードの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題となっていることを理解させ、消費者トラブルの未然防止や事後対策等についても学習しています。

【これからの施策の方向性】

- これからの変化の激しい社会において、自ら判断し行動できる金銭感覚をもった児童生徒の育成を図り、消費者トラブルの未然防止など消費者教育の充実に努めます。

【主な取組】

- 特別活動、社会科（公民）、家庭科、道徳において、物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意志決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の作成や教職員の指導力向上に努めます。
- 関係機関と連携し、金銭教育及び金融教育に関する研究推進を図ります。

Ⅲ 開かれ、信頼される学校づくり

① 開かれた学校づくり

【現状と課題】

- 教職員による学校の自己評価，及び保護者等による学校関係者評価の実施・公表による開かれた学校づくりの推進が求められています。
- 学校教育法では，自己評価の実施と公表の義務，学校関係者評価の実施と公表の努力義務，評価結果を設置者へ報告する義務が規定されています。
- 本町では全ての小中学校で自己評価の実施と公表が行われています。

【これからの施策の方向性】

- 各学校で実施している学校評価をもとにした学校運営のPDCAサイクルの充実・改善に努めます。
- 各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより，学校，家庭，地域の密接な連携を推進します。

【主な取組】

- 教職員による学校の自己評価，保護者等による学校関係者評価が，これまでどおり全ての学校で実施されるよう取組を推進します。また，各学校が評価結果の公表など積極的な情報公開や，その結果に基づく各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。
- PDCAサイクルに基づく学校運営改善を推進するため，効果的な自己評価の在り方や学校関係者評価の進め方等について，本町にふさわしい方法を研究していきます。
- 学力検査・調査等の結果に基づき，各学校が学力向上策を作成・実施し，成果や課題を明らかにしながら，計画的，具体的な改善を行うよう指導します。また，一連のサイクルを公表することにより，学校，家庭，地域が学校の課題を共有し，連携して学校改善が図られるよう具体的な取組を推進します。
- 学校からの評価報告書に基づいた支援や条件整備等の改善が適切になされるよう努めます。

② 学校運営の充実

【現状と課題】

- 公立学校の運営は，関係法令に基づき，教育委員会及び校長の権限と責任のもとで行われています。
- 社会の要請等に対し，管理職が明確なビジョンをもち，適切にリーダーシップを発揮して対応することが求められています。
- 各学校の教育目標が達成されるためには，体系的な教育が組織的に行われなければならない，そのためには，適正な教職員配置を行うことが求められています。
- 管理職の資質向上を図るため，年間を通して校長・教頭研修会を開催しています。

- きめ細かな指導や特色ある教育の展開を支援・強化するための教職員配置に努めています。
- 教職員による学校の自己評価、及び保護者等による学校関係者評価の結果を踏まえ、積極的に学校運営の改善を図ることが必要です。

【これからの施策の方向性】

- 管理職の資質向上を図るために必要な取組を推進します。
- 学校の組織体制や指導体制の充実を図るため、管理職や教務主任、生徒指導主任等の各種研修会をより充実させます。

【主な取組】

- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。

③ へき地・小規模校教育の振興

【現状と課題】

- 令和6年度は、本町7小学校のうち6校が複式学級を有しています。へき地・小規模校教育の振興を図ることは本町教育の振興を図る上で重要です。
- へき地等には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源が見られ、県内各地のへき地校では総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化等を生かした特色ある教育活動が展開されています。
- 全国学力・学習状況調査では、学校規模によって学力には大きな差は生じていません。また、複式学級を有している学校とそうでない学校によっても学力には大きな差は生じていません。

【現状と課題】

- へき地・小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進します。
- 複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方等に関わる教職員の指導力向上を図るとともに、へき地・小規模校に勤務する教職員の研修機会の確保に努めます。

【主な取組】

- へき地・複式教育指導資料の作成・配布や実践事例の紹介により、へき地・複式教育の充実に努めます。
- 大規模校や近隣学校との交流学习の促進や、教育機器等を活用するなどの教育方法の改善等により、へき地・小規模校の教育活動の活性化に努めます。
- 複式指導法等の研修をより一層充実させ、複式学級担任の資質向上に努めます。

④ 教職員の資質向上

【現状と課題】

- 児童生徒が学力を身に付け、心豊かにたくましく生きる力を付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばすような教育が行われるよう、教職員としての使命感や職責感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員のさらなる資質向上

が求められています。

【これからの施策の方向性】

- 教職員に係る人事評価の一層の充実等により、適切な人事管理に努めます。
- 教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質向上に努めます。

【主な取組】

- 教職員の意欲を高め、資質の向上を図ることによる学校の活性化を目指し、教職員に係る人事評価の一層の充実を努めます。
- 子供たちに良好な教育環境を提供するため、資質の向上を必要とする教職員に対しては、指導改善研修等を実施し、指導力の向上を図ります。

⑤ 安全・安心な学校づくり

【現状と課題】

- 学校施設は、児童・生徒等が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義をもつだけでなく、地震などの災害発生時には、地域住民の緊急避難場所としても役割を果たすことが予想されることから、その安全性の確保は、極めて重要です。
- 本町の公立学校施設の耐震化率は100%となっています。
- 児童生徒が安心して登下校できるよう、学校、家庭、地域が連携を深め、安全管理に関する取組を一層充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 公立学校の施設の改修に計画的に取り組めます。
- 警察等関係機関と連携し、児童生徒への安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制の整備を推進します。

【主な取組】

- 「危機管理マニュアル」の定期的な見直しや、学校安全計画の策定などにより、各学校における安全体制の整備を進めます。
- 防犯教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予知、危険回避能力を身に付けさせる安全教育を推進します。
- 警察やスクールガード等と連携し、不審者情報等児童生徒の安全に関わる情報を共有し、事件・事故や自然災害からの安全確保を図ります。

⑥ 教育環境の整備・充実

【現状と課題】

- 各学校の耐震補強工事については、平成24年度までにすべて終了しました。大規模改修事業、校舎屋上防水工事、外壁の補修・塗装、屋内運動場の改修などについても、計画的に実施しています。
- 老朽化してきている学校施設・設備については、安全性を考慮した対策を講じる必要があります。
- 教職員住宅についても、築後40年を経過している建物もあり、安心して居住できる住宅環境整備を図る必要があります。
- 情報化に対応できる資質の育成のため、ICT環境の整備を図る必要があります。

- 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に支援する必要があります。
- 学校教材・備品の充実を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 老朽化した学校施設・設備，教職員住宅等については，安全性の確保，安心できる居住環境の整備を図ります。
- 学校の情報化教育に対応できるICT環境整備に努めます。
- 就学支援が必要な児童生徒の把握に努めます。
- 学習の質，効果を向上させるため教材備品の活用に努めます。

【主な取組】

- 学校施設設備の安全性の確保，安心して居住できる住宅環境の整備を図るため緊急性を重視し，費用対効果も考慮しながら，効果的な予算の執行に努めます。
- ICT機材を含め教材備品の充実に努めます。
- 小・中学校の児童生徒への就学援助が，適切に実施されるよう努めます。

IV 生涯学習環境の充実と社会教育の推進

① 生涯学習環境の充実

【現状と課題】

- 人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い，その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。
- 社会の急激な変化に伴い，一人一人が社会の中で自立して，他者と連携・協力しながら生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。
- 一人一人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに，学習成果が広く社会で活用できるようにすることが必要となっています。
- 中種子町立中央公民館を生涯学習の拠点施設としてその充実に努めており，各自治公民館や社会教育関係団体と連携を図りながら，多様化・高度化する住民ニーズに対応した学習機会の提供や人材の育成を行っていますが，今後，一層の充実を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 町民の多様化・高度化する学習ニーズや現代的課題等に対応できるよう学習機会の充実を図ります。
- 生涯学習に関する情報をデータベース化し，町民が必要な生涯学習の情報の提供に努めます。

【主な取組】

- 関係機関，民間団体等と連携しながら，各種講座や指導者・講師，各種イベントなど生涯学習に関する情報を広く町民に提供します。
- 中種子町立中央公民館等の社会教育施設における講座や研修会を充実すると

もに、学習の成果を生かし、地域において必要とされるボランティア活動等を支援します。特に、地域づくりの拠点でもある中央公民館の活動を充実します。

② 人権教育の充実

【現状と課題】

- 性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会や、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会など、平和で、民主的かつ幸福な社会を作るために、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることは、必要不可欠なことです。
- 人権教育は、全ての教育の基本であり、全ての学校及び地域において、地域の実情に即した同和教育をはじめとする人権教育に取り組む必要があります。
- 「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」に基づき、関係団体との連携を密にし、各種研修会における指導の充実を図るとともに、人権尊重の視点に立った学校づくり、地域づくりを進める必要があります。
- 人権教育・啓発については、これまでも様々な取組が行われ、人々の人権意識は高まりつつありますが、いじめや虐待といった子供の人権に関する問題やインターネット等による人権侵害など、現在でも様々な人権問題が発生しています。

【これからの施策の方向性】

- 全ての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ります。
- 教職員等の人権意識の高揚と資質の向上を図ります。
- 人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を図ります。
- 社会教育における人権教育の充実を図ります。

【主な取組】

- 様々な人権課題に関する各種研修の充実や人権教育資料の活用促進により、教職員等の人権意識の高揚と資質の向上に努めます。
- 地区ごとに開催する人権教育授業実践研修会等を通して、児童生徒の自尊感情の育成と人間関係づくりに向けた指導内容・方法の工夫・改善に努めます。
- 学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的に人権教育の充実に努めます。

③ 体験活動の充実

【現状と課題】

- 豊かな自然、多様な食文化、地域の伝統文化などを生かした体験活動は、生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性などを育てる有効な機会です。
- 本町は、温暖な気候や豊かな自然、多様で豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統文化などの地域資源を数多く有しており、各学校においては、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等の多様な体験活動を実施しています。今後、体験活動のねらいを明確にしたり、事前・事後指導を十分に行ったりするなど、学習がより効果的に行われるよう指導の工夫・改善を図る必要があります。

- 社会教育施設は、学校教育と連携して家庭や学校では得がたい体験活動を子供たちに提供しています。今後、子供たちはもとより、広く町民から親しまれ、積極的に活用されることも必要です。

【これからの施策の方向性】

- 本町の地域の特色を生かし、創意工夫をこらした体験活動を一層推進します。
- 体験活動の教育課程への適切な位置付けと体験活動の指導の工夫・改善に努めます。
- 社会教育施設において、関係機関や民間団体等とも連携し、自然体験やボランティア活動を含めた社会体験、特に青少年を対象とした様々な体験活動を推進します。

【主な取組】

- 小中学校において、関係団体、関係部局との連携を図り、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等とともに、郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など地域の特性を生かした体験活動の取組を推進します。
- 各学校における体験活動について、各教科等との関連付けや年間を通じた活動の計画的な実施、事前・事後の指導を確実に行うなどの改善・充実を推進します。
- 県立青少年社会教育施設における青少年の体験活動の場となる受け入れ事業や自主研修事業の実施に努めます。

④ 読書活動の推進

【現状と課題】

- 子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要なものです。
- 県では、令和6年3月に「第5次鹿児島県子ども読書活動推進計画」において5年間の計画を策定し読書活動推進に取り組んできました。本町でも、「第4次中種子町子供読書活動推進計画」を策定し、計画的に読書活動推進に取り組んでいます。

また、全ての小中学校が朝読書に取り組み、子供の読書活動の充実に向けて、家庭や地域、学校等様々な場所で努力が続けられています。

【これからの施策の方向性】

- 読書に親しむ態度を育成するための取組や、学校図書館等を活用した読書活動を推進します。
- 児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成するために、学習情報センターとしての学校図書館の充実に努めます。

【主な取組】

- 「第5次鹿児島県子ども読書活動推進計画」を受けて、本町推進計画の整備に努めます。
- 子供読書活動推進について広報啓発を行い、子供読書活動推進の社会的気運の醸成を図ります。
- 中央公民館図書室を拠点にして、図書館関係者の資質向上や、親子読書会・図

書館ボランティア等の人材育成のための各種研修会を実施するとともに、運営や諸活動を支援します。

- 学校においては、朝の読書活動やボランティア等による読み聞かせ、読書週間の設定などのほか、地域や家庭と連携した読書活動の推進に努めます。
- 学校図書館において、更なる蔵書の充実を図ることにより、児童生徒の「本に親しむ」環境の整備に努めます。

V 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

① 地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進

【現状と課題】

- 本町には、地域住民同士の結びつきや助け合いの精神が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があり、このような中種子の特性を生かした、中種子らしい「地域の中の学校」づくりを推進してきました。
- 本町では全ての小中学校において「地域学校協働活動」の取組への体制づくりを進めています。今後も啓発や情報提供に努めるとともに、学校支援ボランティアの一層の活用に向けて地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の養成と資質向上を引き続き図っていくことが必要です。

【これからの施策の方向性】

- 地域と学校が連携するための体制づくりを推進します。
- 学校支援ボランティアを活用しやすい体制をつくるための地域学校協働活動推進員の養成と資質向上に努めます。
- 多くの地域の方や企業等が学校支援ボランティアとして登録され、既存の学校応援団をベースに地域学校協働活動の推進への取組が円滑になされるよう普及・啓発に努めます。

【主な取組】

- 学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で取組を推進します。
- 地域が学校を支援するためのより効果的な方法について研究するとともに、その成果や模範的な取組を地域・学校等に普及します。
- 学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員の養成及びスキルアップを図る研修を実施します。
- 優れた知識経験や技術を有する社会人を学校教育へ活用したり、放課後や休日等に学習活動や体験活動等を実施したりするなどの取組を推進します。

② 地域ぐるみでの子供の育成

【現状と課題】

- 地域の中で大人や異年齢の子供と交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感が育まれることから、地域は、子供が生活し成長する場として、重要な役割を果たしています。
- 中種子町には、「風に向かって立つ」の教育伝承があります。
これらの教育的資源を生かしながら、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくまし

い子供を地域ぐるみで育成することが求められています。

- 本町では、異年齢による精神鍛錬や学習の場等を設定して活動する体験活動や子供会、ジュニア・リーダークラブ等青少年を主体とした団体が活動していますが、少子化による会員の減少、部活動やスポーツ少年団との両立などの課題があります。

【これからの施策の方向性】

- 地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校、家庭、地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。
- 異年齢による学習活動や体験活動、精神鍛錬等を通じて、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子供を地域ぐるみで育成します。
- 様々な地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダーや大人の指導者を養成します。

【主な取組】

- 「青少年育成の日（毎月第3土曜日）」の取組を生かしながら、家庭・学校・職場・地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。
- 地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダーや大人の指導者を養成するための指導者養成研修会への派遣を積極的に実施します。

③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

【現状と課題】

- 学校がスクールガードとして委嘱し、地域全体で子供の安全確保に取り組む体制が整備されつつあります。子供の見守り活動が形骸化することがないよう、PTA、地域住民、警察をはじめとする関係機関等やスクールガード・リーダー等との緊密な連携を図り、地域や団体の範囲を広げ、学校、保護者、地域が一体となった安全管理体制の一層の充実に努める必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 更なる地域ぐるみによる児童生徒等の安全確保に努めるため、地域のボランティア団体等と一体となった取組を推進します。
- 本町教育委員会、関係機関及び関係団体等との連携を強化して、地域全体で子供の安全を見守る体制を整備します。

【主な取組】

- 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携して、地域全体で子供の安全を見守る体制の整備に努めます。
- スクールガードや地域の防犯ボランティア団体等を対象とした研修会へ参加し児童生徒の事件・事故防止に努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り、事件・事故の未然防止に努めます。
- すべての小中学校で作成、活用している「なかたね子供安全マップ～自分の安全は自分で守ろう～」について、PTAや地域住民等と連携しながら、必要に応じて見直しを行い、更なる活用を図ります。
- ネット犯罪に関する情報を広く提供し、携帯電話やスマートフォン、インター

ネットにつながるゲーム機器等のフィルタリングに関する研修会の開催や普及を図ります。

④ 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

- 「家庭は教育の原点」と言われるなど、家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、子供が基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。
- 鹿児島県では、全ての家庭が円満で明るい家庭をつくれるよう、広く県民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として、全国にさきがけ、昭和40年から毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めていますが、近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。
- 本町においても子育てに関する不安や悩みを抱えながらも相談できない、学習機会があっても時間的、経済的にゆとりがなく参加できない保護者への対応が必要です。

【これからの施策の方向性】

- 県の家庭教育支援条例制定の趣旨を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。
- 親としての学び、親になるための学びなど、家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報の提供に努めます。
- 学校・家庭・地域・保健福祉関係機関・企業等と連携し、家庭の教育力の向上に努めます。

【主な取組】

- 本町の良き伝統である地域社会における人と人とのつながりや「家庭の日（毎月第3日曜日）」の取組を生かしながら、家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。
- 世代別の家庭教育に関する学習講座の開設や学習方法の開発、家庭教育啓発資料の作成・配布等により、地域の多様な世代が家庭教育支援に関われるよう情報提供します。
- 家庭教育に関するニーズを適切に把握し、研修会の内容を工夫・充実して家庭教育を支援する人材の養成に努めます。
- 幼稚園や保育所、保健福祉関係機関等を活用した家庭の教育力向上を目指し、取組を推進します。

VI スポーツ・文化の振興

① 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

- 全ての町民が、いつでも、どこでも、だれでもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るい地域づくり職場づくりの実現につながることから、生涯スポーツの推進を図ることが必要です。
- 近年の生活様式の変化や価値観の多様化に伴い、住民の健康志向や生きがいを求める活動としてスポーツ・レクリエーションに対する意欲は急速に高まってきています。
- 町民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、太陽の里・中央運動公園を積極的に活用し、町民のニーズ・高度化に対応しながら生涯にわたる健康づくり・スポーツ活動を一体的に促進し”スポーツの町づくり”を推進することが必要です。
- スポーツ施設の老朽化に伴い、各施設・設備の年次的な点検整備をはかり、安心・安全な施設の維持管理に努めることが必要です。

【これからの施策の方向性】

- 町民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じたスポーツ活動を推進します。
- 「する、観る、支える」など町民の多様化するニーズに適切に応え、町民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備します。
- 厳しい財政状況の中、限られた予算で効率的かつ計画的に施設整備に努めます。

【主な取組】

- 中央運動公園の活用を促進するとともに、誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションを開催し、生涯スポーツの普及・啓発活動の充実に努めます。
- だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現のため「よいらーいきスポーツクラブ」を推進し、スポーツの受け皿づくり、選択機能の拡充を図ります。
- より多くの町民が利用できるよう、各小学校、中学校の学校体育施設開放事業を推進します。
- スポーツイベントの開催やスポーツ合宿等誘致推進協議会を中心に、高校・大学・実業団等のスポーツ合宿の誘致に努め、中央運動公園の活用充実に努めます。
- 町民体育祭等を開催することにより、広く町民にスポーツを普及して健康増進と体力の向上を図り、スポーツ推進員と連携し、地域スポーツの振興とスポーツを生かした地域づくりを推進します。
- 多様化、高度化する生涯スポーツ活動に対応できる指導者の育成と資質の向上に努めます。

② 競技スポーツの推進

【現状と課題】

- 本町出身のスポーツ選手が、県大会や全国大会等各種大会で活躍することは、町民に夢と感動と活力を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させ

るなど、本町のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。

- 各スポーツ競技の底辺拡大と発育・発達段階に応じたジュニア選手の育成及び指導者の養成・資質向上などに努める必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 各競技団体や関係機関との連携を図りながら、町民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実及び選手の発掘・育成・強化などを推進します。
- 将来を担う子供たちの心身の健全育成及び人間性豊かな育成・定着を図るた学校・地域・スポーツクラブ間で連携を深め、スポーツ環境の整備に努めます。

【主な取組】

- 町スポーツ協会加盟団体の各種競技指導者の資質の向上、指導体制の整備充実を図ります。
- よいらーいきスポーツクラブを活用し、スポーツ好きな子どもを増やすとともに、各種スポーツ教室での体験によりジュニア層の競技人口の底辺拡大を図ります。
- スポーツ合宿等誘致協議会と連携した大学・実業団等のスポーツ合宿誘致に努め、各種スポーツ教室等での技術指導により、本町のジュニア選手及び町スポーツ協会加盟各競技部の技術力向上を図ります。

③ 文化芸術活動の促進

【現状と課題】

- 文化芸術を創造し、享受し文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いです。
- 自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。
- 地域住民が日常的に文化芸術に親しめる文化施設等の整備を実施し、文化芸術に触れやすくすることが必要です。
- 文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、若手アーティストや文化芸術を支える人材の育成を図る必要があります。
- 町民の文化芸術活動の促進に当たっては、文化施設等を積極的に活用する必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 子供の頃から様々な文化芸術に親しむとともに、町民一人一人が生涯を通じて文化芸術に触れ、楽しめるような環境の整備に努めます。
- 他地域との交流によって、相互の文化芸術への理解の促進を図ります。学校における文化芸術活動を充実します。
- 様々な芸術分野のアーティストを招聘し、地域文化とふれ合う中で新たな文化芸術の創造に努めます。
- 学校における文化芸術活動を充実するとともに、子供が文化芸術に触れる機会を拡充するなど、文化芸術に関する教育を推進します。

【主な取組】

- 子供の頃から様々な文化芸術に親しむとともに、町民一人一人が生涯を通じて文化芸術に触れ、楽しめるような環境の整備に努めます。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、武道等を含む各教科等での文化の理解に係る取組を推進します。
- 子供たちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充に努め、鑑賞事業の開催に当たっては、等しく鑑賞機会が確保されるよう努めます。
- 図画や作品コンクール等への参加の奨励や文化施設等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。
- たねっこ合唱隊，野間小金管バンド，納官和太鼓隊，油久っ子棒踊り隊，星原子ども育成会の文化少年団加盟団体の育成・強化に努めます。

④ 地域文化の継承・発展

【現状と課題】

- 本町には地域の自然，歴史，風土に根ざした多彩な文化芸術が育まれ，人々の地域に生きる誇りを醸成し，地域のコミュニティを支える大きな力となっています。
- 本町には，個性豊かな郷土芸能や伝統行事，方言，史跡など多くの文化資産がありますが，少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより，保存・継承が難しくなっています。
- 町民が郷土芸能や伝統行事等に接する機会が少なくなってきています。

【これからの施策の方向性】

- 本町に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに，方言や教え，言い伝えなど中種子町独自の地域文化を次世代へ継承していくことに努めます。
- 学校において伝統文化を理解させる教育を充実します。

【主な取組】

- 地域に残る教えや言い伝えなどを地域の貴重な文化としてとらえ，現代にも生かすため，その普及を計り，歴史民俗資料館や国指定重要文化財古市家住宅等の文化施設を積極的に活用することを通じて，郷土の歴史や文化への関心を高め，郷土に誇りを持つ心の醸成を推進します。
- 地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公演の機会を増やし，子供たちの参加を促するとともに，地域の高齢者などの経験を活用して方言の継承を図ります。
- 学校行事等において地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会の促進に取り組みます。
- 地域の伝統芸能を継承する学校が2校文化少年団に加盟しているため，組織の強化を図るとともに，今後加盟する団体の育成に努めます。

⑤ 文化財の保存・活用

【現状と課題】

- 子供たちをはじめ、町民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどにより、郷土を愛する心を醸成することが求められています。
- 町内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手が育つとともに、地域の文化財の活用が図られるなど、個性を生かした地域づくりが展開されることが必要です。
- 本町には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化財があり、地域や国民共有の貴重な財産として守り伝えられてきています。
- 少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、文化財の保存・継承が難しくなっています。

【これからの施策の方向性】

- 次世代に継承すべき文化財について、指定・登録等による保護を推進するとともに、文化財を活用した学習の場の提供に努めます。
- 地域に残る郷土芸能や伝統行事などを保存・継承するとともに、これらや史跡などの文化財を生かした地域づくりの促進に努めます。
- 豊かな自然や地域の文化財等の学校教育や地域活動への活用を促進します。

【主な取組】

- 次世代に継承すべき文化財については、文化庁や県教育委員会の指導・助言を求めながら、国・県・町指定や国登録等を推進します。
- 国・県と連携・協力し、学習の場として史跡などの整備を図るとともに、遺跡の発掘現場を公開し、学習や体験活動の場として提供します。
- 文化少年団、郷土芸能保存会等の活動事例の情報を提供し、活動の活性化を図るとともに、地域の文化財を活用した魅力ある地域づくりを促進します。
- 文化財に関する指導・助言者等の情報提供を行い、学校教育や地域活動への郷土芸能や伝統行事、史跡等の活用を促進します。特に学校においては、特色ある学校づくりや学校行事、総合的な学習の時間などで、身近な文化財や地域の歴史の活用を促進します。

第4章 計画の実現に向けて

教育行政の着実な推進

教育委員会の体制の充実や住民の期待に応える教育行政の展開は、教育委員会の活動を担う職員の資質・能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員会の事務局職員や指導主事などの資質向上に努めます。

学校・家庭・地域・企業等との連携・協力

学校・家庭・地域・企業等がそれぞれの役割を果たし、緊密な連携・協力が図られるよう取組を推進します。

関係部局・関係機関との連携・協力

町長部局その他の関係機関との緊密な連携と協力を図ります。

地区市町村との連携・協力

地区内一市三町が教育行政の施策推進の課題について情報を交換し、相互に連携・協力を図ります。

県との連携・協力

学校における教職員の配置、社会教育や生涯学習に関する取組については、県の果たす役割が極めて大きく、これまでも互いの役割分担のもと、連携して教育行政を推進してきたところですが、今後も課題の共有や取組についての情報交換などを通して、連携・協力を強化していきます。

ICTの効果的活用

社会全体のDX化等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においてICT活用が「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠であり、1人1台端末の持続的な活用やネットワーク環境の更なる改善に取り組むとともに、校務の情報化の推進、教職員のICT活用指導力の向上等、GIGAスクール構想を更に推進していきます。

計画の進捗状況の確認

この計画の進捗状況について、定期的に学識経験者や町民の意見を聞くなどの方法により、点検・評価を行い、その結果について、広く町民に公表します。

〒891-3604

鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地2

中種子町教育委員会

(教育総務課・学校教育課・社会教育課)

TEL 0997-27-1111

FAX 0997-27-3056

(給食センター)

TEL 0997-27-1221

FAX 0997-27-3700